

広報

うけどがわ

平成9年11月 合併特集号

福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目34番地

TEL (0240) 34—4194・2661

FAX (0240) 34—4821



大柿ダム

あいさつ

理事長 叶



講戸川土地改良区初代理事長に推举され、重責を強く感じています。暗中模索ですが、農業農村整備を計るためには、現行法制度の下で、土地改良区は重要な団体であることは充分認識しています。従って健全に運営することは、農村農業整備につながります。

今回の合併が、ビッグバンが呼ばれている今日の社会経済の状況では生き残りの道でもある。手法が水系別を計つたことは、将来に渡つて自然の利を得るものであると思う。しかし、水田耕作には「我田引水」という歴史があり、難しい運営がありますが、合併を軌道にのせるためには、お互いの協調の精神以外に道はない。

今日の厳しい経済は、農業に限らず、最早行政が経済活動を支援指導することは、実に無力に等しい。

所謂行政が行動を起こす前に経済が変化し進化しているからである。唯一行政が経済浮揚した公共投資事業も五二一兆円という負の財政で最早出来ない。従つてこれからの農業は、自ら変革意識を持ち協調して、産地形成し合理化しなければならない。大柿ダム・県営灌排水事業負担金で、浪江町二億八、一〇〇万円、小高町二億五、五〇〇万円、双葉町九、九〇〇万円、計約六億三、五〇〇万円を毎年支払つていて、財政は厳しい。土地改良事業総べてに町負担をつけ難い状況であるが、最大の努力はする必要を自覚している。

再び大柿ダム負担金軽減運動を起こしたが、若干でも成功すれば事業運営には、プラスになることは明白である。

合併が必要な時に出来たことに対し、促進委員・組合員の皆さんと共に喜び、新理事・総代の皆さんに御指導御協力をお願いし、就任の挨拶といたします。

あいさつ

副理事長 永 岡 雄 幸



が必要とされ、施設管理の一元化と用排水系統の合理的な再編成を行い適正な排水計画を図るためには、同一系の四土地改良区の整備統合がぜひとも必要となつたわけあります。

のことから昨年九月統合整備推進

新請戸川土地改良区の発足、誠におめでとうございます。

昭和二十四年の土地改良法の制定以来、小高町・浪江町・双葉町の三町にはそれぞれの土地改良区と三町を区域とする請戸川土地改良区があり、土地改良事業の実施主体として事業の推進に中心的役割を担つてきました。

しかしながら近年、土地改良施設の有効活用等の種々要請が高まる一方、農村社会の混住化の進展や農畜産物価格の低落に伴う農業所得の低迷等の中で、土地改良区の経営基盤が脆弱化しつつあります。

このような事情にかんがみ、土地改良区の経営基盤の強化を図り農家の方々の負託に対応し得る組織の再編成が必要となってきたところであります。三町の土地改良事業を見ましてもU.R.対策での大型区画開拓が急速に進み、施設の管理についても高度な管理技術

協議会を発足し協議研鑽を重ね、この三月に合併予備契約締結を行い、新潟県の整備統合の認可を受け、新潟市に合併予備契約締結を行ったところはそれまでの土地改良区と三町を区域とした関係機関及び役員そして組合員の皆様方に衷心より感謝の意を表する次第であります。

今後の土地改良事業の益々の進展を願うと同時に、地域の活性化に結びつくものでなければならず、さらに土地改良区も、組合員の必要とする事業は何か」「その事業の効果はいかに發揮されるか」「組合員の負担の軽減をいかに図るか」等を考慮して、事業の取り組みを行わなければなりません。それには土地改良区の組織を強化し、計画的な事業の取り組みにより、組合員の要望に応えられるよう頑張るものであります。

一方、新食糧法が施行されて以来、規制が緩和され、商社あるいは生産者の直接販売などコメの自由化が確実に進行しており、混迷が避けられない状況にあります。

副理事長 岩 本 忠 夫



地改良区も体質強化のため組織の再編が余儀なくされ、請戸川、双葉町、浪江町、小高町の四土地改良区が去る平成九年十月一日に合併し、受益面積四、五一五ヘクタール、組合員数四、五二二名からなる請戸川土地改良区として生まれ変わった次第であります。

双葉町のほ場整備率(三〇アール/区画)は、四一%と低く、新土地改良区の今後の事業推進に大きく期待するものであります。

また、農業者の高齢化、後継者不足あるいはウルグアイラウンド農業合意に対応するために、土地改良区の果たす役割は大きく、役員として身の引き締まる思いがするところであります。

いずれにいたしましても、土地改良区のめざすところは、快適で暮らしやすい活力ある農村をつくることであり、そのためにも役職員が積極的に各種事業の推進に取り組まなければならないものと考えております。

一方、新食糧法が施行されて以来、規制が緩和され、商社あるいは生産者の直接販売などコメの自由化が確実に進行しており、混迷が避けられない状況にあります。

活力ある農村をめざして

土地改良区の概要

1、合併日

平成9年10月1日付、福第五六八号にて認可されました。

2、土地改良区の名称

土地改良区の名称は、「請川上地改良区」です。

3、土地改良区の事務所

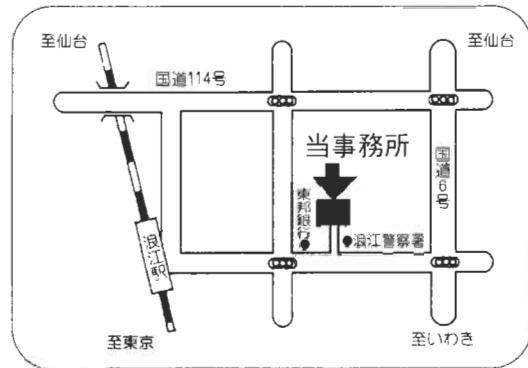
土地改良区の事務所は、双葉郡浪江町大字權現堂字上藏役目三番地です。

6、役員

- (1) 新土地改良区の役員の数は、理事23人、幹事3人とする。ただし、このうち理事3人は、組合員外理事とする。
- (2) 役員の被選任区及び各選任区の定数は、次のとおりとする。

●図3参照

土地につき、地
農用地造成事業
等の経費は、当
該事業の区域の



- (1) 新土地改良区の総代の数は、60人とし、選挙区及び各選挙区の定数は、次のとおりとする。

- (2) 一般運営事務費は、全地区的土地につき地積割に賦課する。
- (3) かんがい排水、農道及びため池の新設、改修及び維持管理の経費並びに暗渠排水及び災害復旧等の経費は、当該事業の区域の土地につき、地積割に賦課する。

●図2参照

5、総代

●図1参照

4、新土地改良区の組合員数及び地区面積

(旧請川、浪江町土地改良区の事務所)略図を参照

7、会計と賦課基準

- (1) 会計は、一般会計とする。ただし、地区ごとの積立金、事業償還金などは、地区ごとに特別会計として経理する。

- (2) 一般運営事務費は、全地区的土地につき地積割に賦課する。

- (1) 土地改良財産は、すべて新土地改良区が引き継ぐものとする。
- (2) 基本財産及び各種積立金にする。

8、財産等の調整

- (1) 地域防災効果、地域整備の保護育成など多面的な機能を有する等公益性が高いものであり、土地改良区は、水管路、土地管理の専門組織として、行政との連携をより一層強化し、小高町、浪江町、双葉町からの指導、助言及び財政支援等を要請していきます。

9、行政との関連

- (3) 借入金は、債権者の同意を得て、新土地改良区が全てを引き継ぐものとする。
- (4) ついては、不都合が生じないよう調整するものとする。

合併認可交付式 於相双農地事務所長室

●図1

区分	組合員数(人)	地区面積(ha)
小高町の区域	1,658	1,762
浪江町の区域	2,129	1,990
双葉町の区域	747	679
計	4,534	4,431

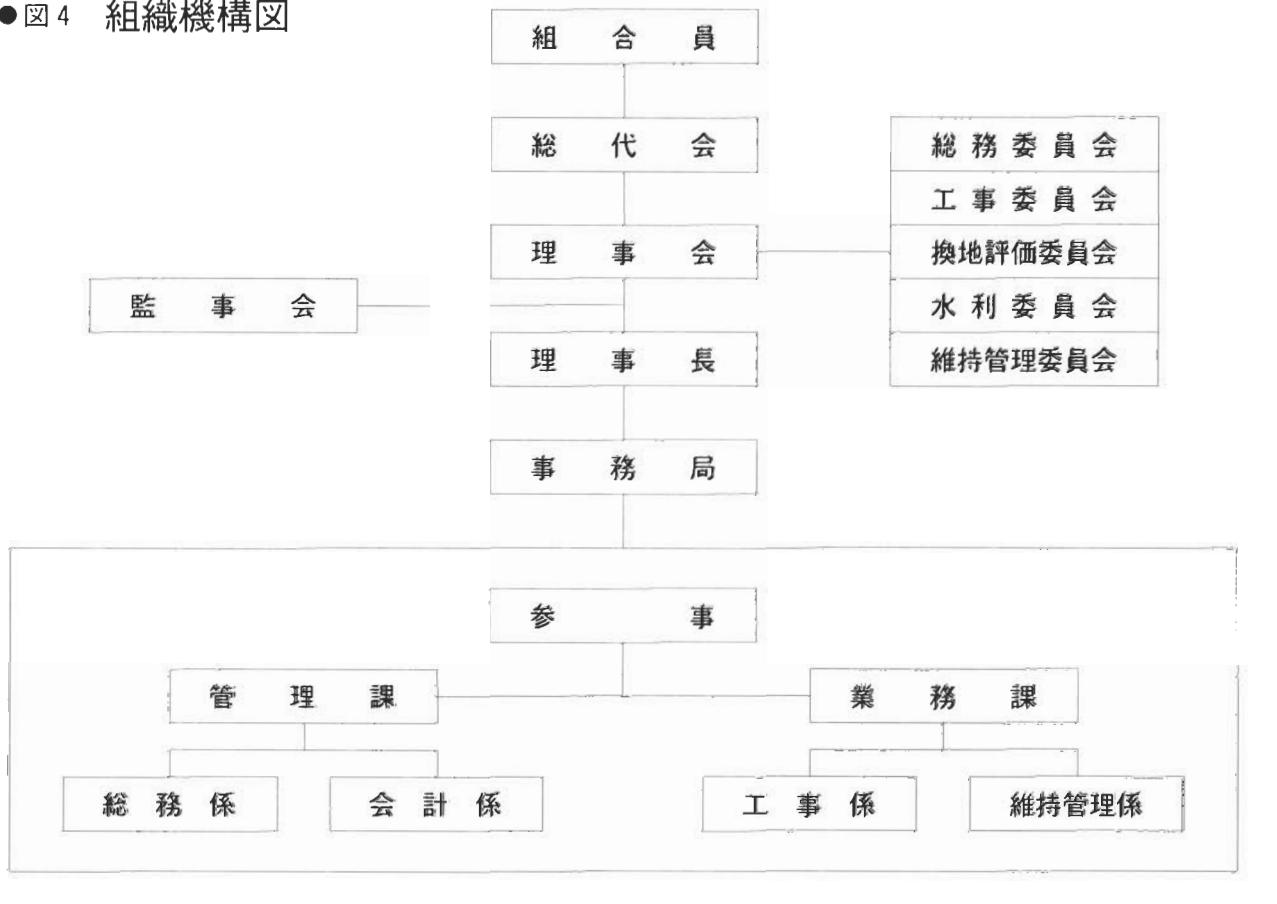
●図3

被選任区	被選任区域	定 数		
		理事数		監事数
		組合員	組合員外	
第1区	小高町の区域	8人	1人	1人
第2区	浪江町の区域	9人	1人	1人
第3区	双葉町の区域	3人	1人	1人

●図2

選挙区	選挙区域	総代数
第1区	小高町の区域	23人
第2区	浪江町の区域	27人
第3区	双葉町の区域	10人

●図4 組織機構図



経常賦課金の額 (10a当たり:円)

地区	大柿ダム受益地			大柿ダム受益地以外			新規地区
	小高町	浪江町	双葉町	小高町	浪江町	双葉町	
改良区							
請戸川土地改良区	700	700	700	—	—	—	—
小高町	800	—	—	800	—	—	—
浪江町	—	500	—	—	500	—	—
双葉町	—	—	1,000	—	—	1,000	—
合 計	1,500	1,200	1,700	800	500	1,000	—
新土地改良区	1,000	1,000	1,000	500	500	500	500
軽 減 額	500	200	700	300	0	500	—

合併後の
経常賦課金に
関する比較

統合整備推進協議会

平成9年5月13日

合併協議會幹事會

設立委員会

平成6年10月
請戸川、小高町、浪江町、双葉町
土地改良区が統合拠点地区に選定
平成6年11月

平成6年1月9日
各土地改良区において、研究会等
で合併の検討

平成8年9月

4 土地改良区統合整備推進協議会に参加し、合併の検討をすることを決定

平成8年9月11日

講川 小高町 沢江町 从蔵町
土地改良区統合整備推進協議会設立

第1回協議会開催（合併スケジュー ルの検討）

平成8年11月1日

平成8年12月12日
幹事会開催（総合基本計画の検討）

幹事会開催（統合基本計画の検討）
平成8年12月24日

第2回協議会開催（統合基本計画）の検討)

平成9年1月28日
幹事会開催（統合基本計画の検討）

平成9年2月13日
第3回協議会開催
(統合基本計画)

の検討)

五月年月2日 第4回協議会開催（統合基本計画 の確認）

4 土地改良区合併予備契約を締結 (の確認)

平成九年九月五日開催の第五回新請戸川上地改良区設立委員会に於いて役員が選任され、また十月一日開催の第一回理事会及び監事會にて、理事長・副理事長・各委員会委員並びに総括監事が互選されました。役員については、次のとおりです。

総代総選挙が 行われる

平成九年十月一日四土地改良区
が合併したことにより総代総選挙
が浪江町選舉管理委員会の管理の
もとで行われます。定数及び日程
については次のとおりです。

第一選舉区	小高町二十三人	六十一人
第二選舉区	浪江町三十七人	五十五人
第三選舉区	双葉町十人	二十人

〔告示日〕
〔投票日〕
十一月十八日
十一月二十五日



業務開始

平成九年十月一日付で、職員に辞令が交付され、新体制にて業務が開始しました。職員の配置については次のとおりです。



職員一同、ガンバります！

◆ 事務局の機構 ◆

